広報とうごう広告掲載要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、本町が発行する広報とうごうに掲載する広告の取扱いについて東郷町広告掲載要綱（平成２２年６月１日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（掲載位置）

第２条　広告を掲載する位置は、広報とうごう「情報ＰＩＣＫＵＰ」各ページ最下段とする。また、広告の１枠当たりの面積は、縦５０ミリメートル横１７５ミリメートルもしくは縦５０ミリメートル横８７．５ミリメートルとする。

２　広告の掲載は１広告主について広報とうごう１号につき１枠限りとする。

３　広告を掲載する頁及び場所については、町長が決定するものとする。

　（掲載期間）

第３条　１件の申込みに係る広告の掲載は３号までとする。

　（掲載料金及び納入方法）

第４条　広告の掲載料金は、次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 掲　載　区　分 | 掲載料金 |
| １枠（頁の最下段とし縦５０ミリメートル横１７５ミリメートル） | ２０，０００円 |
| 半枠（頁の最下段とし縦５０ミリメートル横８７．５ミリメートル） | １２，０００円 |

２　広告主は、前項の掲載料金について当該広告を掲載すべき広報とうごうの発行日から２０日前までに、町の発行する納付書により納付するものとする。

　（広告掲載の申込）

第５条　広報とうごうに広告を掲載しようとする者は、掲載を希望する広報とうごうの発行日から４０日前までに広報とうごう広告掲載申込書（様式第１号）に広報紙広告原稿作成要領により作成した原稿及び本町の町民税の納税証明書を添付して、町長に提出するものとする。

２　広報とうごうに広告を掲載しようとする者で、東郷町が町税の納付状況に関する調査を行うことについての同意がある場合は、前項の本町の町民税の納税証明書の添付を要しない。

３　町長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

　（広告掲載の決定）

第６条　町長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載要綱第６条第１項の東郷町広告掲載審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査に付すものとする。

２　審査委員会は、広告掲載希望者及び広告内容の審査を行うものとする。

３　町長は、審査委員会の審査結果を基に広告掲載の可否を決定し、広報とうごう広告掲載決定通知書（様式第２号）により通知する。

３　前項の審査により適合と認められた広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、次の各号の順位により決定する。

　　なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

　⑴　公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告

　⑵　民間企業のうち町内に事業所又は事務所を有する法人が行う広告

　⑶　前２号に掲げる広告以外の広告

　（広告掲載の取消）

第７条　広告掲載決定通知書により申込者に通知した後であっても次のいずれかに該当する場合は、町長はこの決定を変更し、又は解除できるものとする。

　⑴　広報とうごうの発行上、重大な変更が生じたとき。

　⑵　広報とうごうの編集上、重大な支障を来したとき。

　⑶　申込者が広告料を納入期限までに納入しないとき。

　⑷　広告内容に虚偽の記載があった場合

　⑸　申込者が刑事罰に処せられた場合

　（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか､広告掲載に関しその他必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

　　　附　則

　この要領は、平成２２年６月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２７年９月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に改正前の広報とうごう広告掲載要領の規定に基づき作成されている申込書は、改正後の広報とうごう広告掲載要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

　　　附　則

１　この要領は、令和５年１月２５日から施行する。

２　この要領の施行の際現に改正前の広報とうごう広告掲載要領の規定に基づき作成されている申込書は、改正後の広報とうごう広告掲載要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第１号

広報とうごう広告掲載申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東　郷　町　長　様

　　　　　　　　　　　掲載申込者　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社・団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　「広報とうごう」に広告を掲載したいので申し込みます。

　なお、広告掲載にあたって、広報とうごう広告掲載要領の規定に違反しないことを約束します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 広告内容 | 別添原稿及び添付データのとおり |
| 掲載希望号 | 　　　　年　　月号から　　　　年　　月号までの計　　号 |
| 掲載枠 | 1枠　　・　　半枠 |

※原稿は広報紙広告原稿作成要領により作成し、プリントアウトした原稿と記録メディア（MO、CD-ROM、フロッピーディスク等）に記録した原稿データを企画部人事秘書課広報広聴係へ一緒に提出してください。

※掲載希望号は希望する年と月を記入し、掲載枠を○で囲んでください。ただし、申込状況によっては、希望号に掲載できない場合があります。

※本申込書を受理後、掲載の可否について通知します。

【町民税等納付状況調査の同意】

|  |
| --- |
| 東郷町が申込者の町民税等の納付状況を確認することに同意します。年　　月　　日氏名（法人その他団体にあっては名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　 |

様式第２号

広報とうごう広告掲載決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東　人　発　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東郷町長

　　　年　　月　　日付けで申込みのありました広報とうごうへの広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　掲載します

　(1)　掲載号・掲載枠

　　　　　　　年　　月号から　　　　年　　月号までの計　　号

　(2)　掲載枠

　　　１枠　・　半枠

　(3)　広告料金

　　　　　　回分合計　　　　　　　円

　　　　　（内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　※広告料金は広告を掲載する広報とうごう発行日から２０日前までに、町指定の納付書により納入してください。

　(4)　広報とうごう広告掲載要領第７条の規定に該当する場合は、本書の決定を変更し、解除する場合があります。この場合、申込者に損害が生じても町は賠償の責任を負わないものとします。

２　掲載できません。

　　（理由）